

1 各種名簿・要援護者台帳・災害福祉マップ

行政や社協から提供を受けている、あるいは共有している名簿や台帳は、その活動の実施団体に返却あるいは次の方に引き継ぐ必要があります。ただし、この取り扱いは市町村に応じた異なりますので、不明な場合は市町村民児協事務局に問い合わせましょう。

また、地区民児協や委員個人で整備している名簿や台帳、災害福祉マップなども、個人で判断せず、民児協として引き継ぎ方法を確認するようにしましょう。この時、名簿等に記載される住民の方にも、委員が交代する連絡とあわせて、後任者に引き継いでもよいかどうかの同意を得た方がよい場合もありますのでご注意ください。

2 生活福祉資金借受世帯援助記録票

昭和 20 年代に民生委員が行った世帯更生運動を端緒とする「生活福祉資金貸付制度」。この制度のうち、福祉資金や教育支援資金などでは、民生委員の協力が求められています。

実際に協力が求められる場合、(県社協から)市町村社協を通して、貸付対象者ごとに、決定通知書や記録票などが綴られた(黄色の)ファイルが配付されています。そして、対象者への支援を行う際、ファイル内の記録票に必要事項(世帯の状況や支援記録)などを記載しています。

本制度にかかる書類は、このファイル内にまとめ、引き継ぐようにしましょう。また、基本的には、市町村社協・新旧委員・借受世帯の4者で引き継ぎを行うことが望ましいとされています。

3 その他 (市町村に応じた異なる)

市町村や地区に応じた、後任者へ引き継いだり、市町村(民児協事務局)へ返却する可能性があるものです。

- 市町村長名の身分証明書
- 生活保護世帯の開始・廃止等の連絡資料
- 緊急連絡通報システム申請書
- 市町村行政の福祉サービス申請書・手引き
- 市町村社協サービスの申請書・手引き
- 民生委員として就任した関係機関の資料(町会・自治会・学校評議員・施設評議員・行政や社協主催の委員会・会議)
- オレンジリボンバッジ(児童虐待防止推進)
- 民児協・関係機関の広報誌・パンフレット

等

市町村

推 薦 要 件

平成 25 年 12 月 1 日の一斉改選は、前回改選と同様の諸要件である旨の通達が厚生労働省から出されました。これを受けて、県及び中核市(船橋市・柏市)では、下記の諸要件を設定する見込みです。

なお、下記諸要件は、その一部を抜粋したもので、すべてではありませんので、あらかじめご注意ください。

※本頁に記載する諸要件は、平成 25 年 3 月現在の情報のため、実際の要件と異なる場合がありますので、ご注意ください。

1 定数基準

(①区域担当)

中核市を含む人口 10 万人以上の市	170 ~ 360 世帯に 1 名(県内 15 市・中核市含む)
人口 10 万人未満の市	120 ~ 280 世帯に 1 名(県内 21 市)
町 村	70 ~ 200 世帯に 1 名(県内 17 町村)

(②主任児童委員)

民生委員・児童委員の定数 39 人未満	2 名
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 名

※定数は、「①区域担当」表内の定数基準に従い、平成 25 年 3 月 31 日現在の世帯数をもとに算出。

※「②主任児童委員」表内の「民生委員・児童委員」の人数は、主任児童委員を含まない単位民児協の委員数。

※東京都区部及び指定都市の区域担当は、220 ~ 440 世帯に 1 名。

2 年齢要件

	民生委員			主任児童委員		
	千葉県	船橋市	柏市	千葉県	船橋市	柏市
新 任	69 歳未満。但し、地域の实情に応じ、72 歳未満	69 歳未満	69 歳未満。但し、地域の实情に応じ、72 歳未満	55 歳未満。但し、地域の实情に応じ、62 歳未満	55 歳未満	55 歳未満。但し、地域の实情に応じ、62 歳未満
再 任	75 歳未満	75 歳未満	75 歳未満	55 歳未満。但し、地域の实情に応じ、65 歳未満	58 歳未満	55 歳未満。但し、地域の实情に応じ、65 歳未満

※「千葉県」の年齢要件は、千葉市・船橋市・柏市を除く 51 市町村がこれに基づいている。

3 その他要件

(民生委員)

県・船橋市・柏市ともに、基本的な要件として、「民生委員法(第 1・2・14 ~ 16 条等)」の趣旨や、社会福祉の精神に富んでいること、人格と識見等が高いこと、福祉に対する熱意などを適格要件としている。その他の主なものは下記のとおり。

（主な要件）の	① 上記の年齢条件
	② 会社員等の被雇用者は、雇用者の同意
	③ 時間的余裕のある者
	④ 担当区域に 2 年以上在住
	⑤ 再任者は、従前の活動実績

(主任児童委員)

県・船橋市・柏市ともに、児童福祉に関する理解と熱意などは同じ。また、千葉県では適任者として、児童福祉等の施設長、児童指導員、保育士、学校等の教員、保健師、助産師、看護師、子ども会・少年スポーツ・PTA 活動などの経験者を例示。

（主な要件）の	① 上記の年齢条件
	② 女性の積極的な登用。単位民児協内の主任児童委員の半数は女性
	③ 会社員等の被雇用者は、雇用者の同意
	④ 再任者は、従前の活動実績